

越監告示第4号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、産業環境部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成31年2月5日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 城戸 茂夫

企画部定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、標記の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の執行期間

財務課（契約検査室含む）

平成30年11月15日（木）～11月19日（月）

税務課

平成30年11月27日（火）～11月29日（木）

収納課

平成30年11月27日（火）～11月29日（木）

まちづくり・総合交通課（新庁舎建設室含む）

平成30年12月13日（木）～12月17日（月）

政策推進課（総合戦略推進室含む）

平成30年12月19日（水）～12月21日（金）

2 監査の対象

平成29年11月から平成30年10月末日までの所管業務全般

3 監査方法

(1) 都市監査基準に基づく審査

(2) 提出資料、関係職員の説明聴取

4 監査結果

概ね適正に執行されていると認められた。